



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令
(総務三)
- 端末設備等規則等の一部を改正する省令 (同三二)
- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令 (同三三)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働三五)
- 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令 (同三六)
- 厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (同三七)
- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (同三八)
- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令 (同三九)
- 国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (同四〇)

〔告 示〕

- 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (同四一)
- 古物営業法施行規則第十二条第一項の規定に基づき標識の様式を承認する件 (国家公安委一〇)
- 特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件
(国家公安委・国土交通一)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (総務一四二)
- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件 (同一四三)
- 小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件 (同一四四)
- 登録検査等事業者等規則第十五条第十一号の規定に基づき人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局であつて総務大臣が別に告示する無線局を定める件の一部を改正する件
(同一四五)
- 端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件 (同一四六)
- 端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件 (同一四七)

- 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件 (同一四八)
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十五年の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件 (厚生労働七九)
- 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (同八〇)
- 高速自動車国道に関する件
(国土交通二八三、二八四)
- 船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する件 (同二八五)
- 道路に関する件
(東北地方整備局九七〇一〇〇)
- 都市計画に関する件
(同二〇一、二〇二)
- 都市計画に関する件
(関東地方整備局一五四〇一七九)
- 自動車専用道路に関する件
(同二八〇)
- 都市計画に関する件
(中部地方整備局七二、七三)
- 道路に関する件 (同七四、七五)
- 道路に関する件
(近畿地方整備局七四〇七六)
- 都市計画に関する件 (同七七〇八二)
- 道路に関する件
(中国地方整備局四九〇五二)
- 道路に関する件
(九州地方整備局七九)

〔公 告〕

- 道路に関する件
(北海道開発局四五、四六)
- 都市計画に関する件
(沖縄総合事務局九)
- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、社工事開始、中日本高速道路株式会社、社工事一部完了、西日本高速道路株式会社、社工事一部完了、型式適合認定関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告
- 諸事項

民主党衆議院近畿ブロック支部	兵庫県明石市鍛冶屋町三一八	兵庫県神戸市中央区港島中町六一二	二四、一一、一一
民主党長崎県支部	長崎県諫早市多良見町四四二二三	長崎県長崎市樺島町六一六	二四、一一、一一
活動区域			
民主党山梨県支部	衆議院山梨県第1区	衆議院比例代表南関東選挙区	二四、一一、一一
民主党東京支部	衆議院東京都第15区	衆議院石川県第2区	二四、一一、一一
民主党大阪支部	衆議院大阪府第8区	衆議院比例代表近畿選挙区	二四、一一、一一
民主党長崎支部	衆議院長崎県第2区	衆議院比例代表九州選挙区	二四、一一、一一
異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	五七〇	五八〇	二五、一、七
(解散した支部の名称)			
民主党衆議院北海道ブロック比例区第2総支部			
民主党山形県支部	民主党衆議院北海道ブロック比例区第2総支部		
民主党茨城県支部	民主党衆議院北関東ブロック比例区第2総支部		
民主党衆議院北関東ブロック比例区第2総支部			
民主党衆議院北関東ブロック比例区第3総支部			
民主党神奈川県第15区総支部			
民主党神奈川県参議院選挙区第5総支部			
民主党岐阜県第2区総支部			
民主党岐阜県第4区総支部			
民主党衆議院東海ブロック比例区第3総支部			
異動事項	新	旧	届出年月日
支部の主たる事務所の所在地			
民主党三重県支部	三重県鈴鹿市神戸七一一五	三重県四日市市赤堀二一六二〇	二五、一、七
民主党大阪府支部	大阪府高槻市上田辺町六一二〇	大阪府高槻市城北町一一五二三	二五、一、七
民主党大阪府支部	大阪府大阪市中央区内本町一一二八	大阪府八尾市東本町一一七一	二五、一、七
民主党兵庫支部	兵庫県明石市相生町二一六一五	兵庫県明石市鍛冶屋町三一八	二五、一、七
民主党衆議院近畿ブロック比例区第3総支部	兵庫県神戸市中央区港島中町六一四	兵庫県明石市鍛冶屋町三一八	二五、一、七
民主党島根県支部	島根県松江市大正町四四六一二三	島根県松江市西嫁島一一四一九	二五、一、七
異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	五六九	五七〇	二五、一、九
(解散した支部の名称)			
民主党熊本県第3総支部			

○総務省告示第百四十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2から第4まで及び第6並びに別表第二号の三第1及び第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号及び別表第二号を次のように改める。

別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表

1 無線局の目的コード

項目	コード
電気通信業務用	CCC
公共業務用	PUB
放送事業用	BCS
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC
一般放送用	GBC
簡易無線業務用	CRA
一般業務用	GEN
基幹放送用	BBC

2 基幹放送の種類コード

項目	コード
中波放送	BMF
短波放送	BR
短波放送（国際放送）	IBR
短波放送（中継国際放送）	RIB
超短波放送	BFM
超短波放送（外国語放送）	FFM
超短波放送（コミュニケーション放送）	CFM
超短波放送（臨時目的放送）	EFM
超短波放送（デジタル放送）	DFM
超短波文字多重放送	FCM
超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	PFC

標準テレビジョン放送（デジタル放送）	D T J
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	D H V
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	S H V
データ放送（デジタル放送）	D D J
マルチメディア放送	M M H
放送試験用	B C K
その他の放送	O B C

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項目	コード
電気通信業務に関する事項	C C C
電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	C C G
電気通信業務（一般放送用のフィーダリンクを含む。）に関する事項	C C F
電気通信事業運営に関する事項	C C M
国会事務に関する事項	G G G
防災対策に関する事項	D A B
警察事務に関する事項	G M P
道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	R D I
安全運転支援に関する事項	I T S
治安維持対策に関する事項	T R O
電気通信の監理・規律に関する事項	G M A
標準周波数及び標準時の通報	G M S
消防事務に関する事項	F D A
検察事務に関する事項	G M K
矯正管理に関する事項	G M R
入国管理に関する事項	G M E
公安調査に関する事項	G M L
外務行政事務に関する事項	G M T
税関事務に関する事項	G M C
国税事務に関する事項	G M G
宇宙開発に関する事項	S P A

放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A
検疫事務に関する事項	G M Q
麻薬取締に関する事項	G M N
水防事務に関する事項	R D R
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R D A
災害対策・水防に関する事項	D A O
放流警報又は霧警報に関する事項	D F W
航空保安事務に関する事項	A C H
無線標識に関する事項	A C E
航空無線航行に関する事項	A C F
航空交通管制に関する事項	A C C
気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	C W R
気象警報に関する事項	C W B
海上保安事務に関する事項	M S A
航路標識に関する事項	M S C
海上無線航行業務に関する事項	M S G
気象通報に関する事項	M S H
防衛に関する事項	G M D
外交に関する事項	E M B
防災行政事務に関する事項	D A I
公害対策に関する事項	K T S
土地改良事業に関する事項	A G G
地方行政事務に関する事項	L G O
道路交通情報通信に関する事項	R D V
道路管理に関する事項	R D K
電気事業に関する事項	E P A
原子力関係業務に関する事項	A T O
ガス事業に関する事項	G A S
水資源開発に関する事項	R D C

上下水道事業に関する事項	WRU
熱供給事業に関する事項	HET
有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
列車防護警報に関する事項	LCQ
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
赤十字に関する事項	RXY
航路警戒に関する事項	HSA
港湾管理に関する事項	HSM
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
港務通信に関する事項	HST
海難救助に関する事項	DAF
船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH
漁業指導監督に関する事項	FSM
宇宙運用業務に関する事項	SPB
山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA
放送番組の中継に関する事項	BCP
放送番組素材の中継に関する事項	BCA
放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG
無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS
実験、試験又は調査に関する事項（アルゴスシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	EXP
アルゴスシステムデータ伝送に関する事項	OTP
教育に関する事項	EDC
アマチュア業務に関する事項	ATC
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
一般放送に関する事項	BCB

エリア放送に関する事項	ABC
簡易な事項	CRA
船舶の航行に関する事項	MAA
電報の託送に関する事項	TLG
浮標の識別に関する事項	MSD
浮標の無線標定に関する事項	FSO
海上運送事業に関する事項	MCS
海洋の観測に関する事項	MCR
水先・引き船に関する事項	HSP
海上作業に関する事項	MAW
海上測量業務に関する事項	MSM
港湾運送事業に関する事項	HSW
港湾工事に関する事項	HBW
漁業通信に関する事項	FSE
航空機の運用に関する事項	MMA
飛行援助に関する事項	ACB
航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
自家用の航空関係に関する事項	ACO
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
飛行場における地上管制に関する事項	ACY
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK
自動車の教習に関する事項	EDT
医療業務に関する事項	RXW
農林業に関する事項	AAF
MCA陸上移動通信に関する事項	MCA

狭域通信に関する事項 (有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。)	DSR
狭域通信に関する事項 (有料道路自動車料金収受に関する事項)	ETC
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
地域振興に関する事項	LAO
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
労働基準監督に関する事項	GMI
ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
警備保障業務に関する事項	PTG
侵入検知に関する事項	PTI
災厄防止に関する事項	PTH
無線標定に関する事項	OTG
音響に関する事項	OTO
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
一般業務用通信に関する事項	GEN

附
則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年五月七日から施行する。

(經過措置)

2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる無線局の目的とみなす。

無線局の目的		無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	CCC	電気通信業務用	CCC
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	CCG		
電気通信業務用（一般放送用のファイダリンクを含む。）	CCF		
電気通信業務用（エリア放送利用）	CCA		

[illegible]

公共業務用

宇宙開発用	SP A	
宇宙運用業務用	SP B	
放送事業用	BC S	
一般放送	BC B	BC S
エリア放送	ABC	GB C
エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	ABC	CCC
中波放送	BM F	BB C
短波放送	BR	
短波放送（国際放送）	IB R	
短波放送（中継国際放送）	RI B	
超短波放送	BF M	
超短波放送（外国語放送）	FF M	
超短波放送（デジタル放送）	DF M	
超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む）	PD A	
超短波文字多重放送	FC M	
超短波文字多重放送（外国語放送）	FF C	
超短波文字多重放送（有料放送を含む）	PF C	
超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む）	FP C	
超短波データ多重放送	FD M	
標準テレビジョン放送（デジタル放送）	DT J	
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	DH V	
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SH V	
データ放送（デジタル放送）	DD J	
マルチメディア放送	MM H	
超短波放送（コミュニティ放送）	CF M	

超短波文字多重放送（コミュニティ放送）	CFC	実験試験用
超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む）	CPC	
超短波放送（臨時目的放送）	EFM	
超短波文字多重放送（臨時目的放送）	EFC	
超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む）	EPC	
放送試験用（実験等無線局に該当するもの）	BCK	
放送試験用（実験等無線局に該当しないもの）	BCL	
標準テレビジョン放送	BTB	
標準テレビジョン放送（有料放送を含む）	PTV	
標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）	STV	
標準テレビジョン音声多重放送	TAM	
標準テレビジョン音声多重放送（有料放送を含む）	PTA	
標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）	SAM	
標準テレビジョン文字多重放送	TCM	
標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む）	PTC	
標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）	SCM	
標準テレビジョン・データ多重放送	TDM	
標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む）	PTD	
標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）	SDM	
標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの（有料放送を含む）	PCD	
高精細度テレビジョン放送	HD	
実験試験用	EXP	実験試験用
	EXP	

アマチュア業務用	ATC	アマチュア業務用	ATC
簡易な業務用	CRA	簡易無線業務用	CRA
右以外のもの		一般業務用	GEN

3 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている気象業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く）、気象警報に関する事項又は気象観測実験に関する事項を持つもの、海軍用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が航路警戒に関する事項を持つもの及び港湾業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項を持つものについては、前項の表の下欄に掲げる無線局の目的に加え、公共業務用の目的を併せ持つものとなす。

4 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の通信事項であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる通信事項とみなす。ただし、当該無線局がその通信事項として電気通信業務に関する事項と電気通信事業運営に関する事項又は宇宙運用業務に関する事項とを併せ持つものである場合には、その併せ持つ通信事項は電気通信業務に関する事項とみなす。

通信事項		通信事項	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が電気通信業務用（一般放送利用を含む）又は電気通信業務用（一般放送利用のフイダリリンクを含む）であるものを除く）	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC
電気通信業務（一般放送利用を含む）に関する事項	CCG	電気通信業務（一般放送利用を含む）に関する事項	CCG
電気通信事業運営に関する事項	CCM	電気通信事業運営に関する事項	CCM
宇宙運用業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙運用業務用であるものに限り）	SPB	宇宙運用業務に関する事項	SPB
電報の託送に関する事項	TLG	電報の託送に関する事項	TLG
警察事務に関する事項	GMP	警察事務に関する事項	GMP
道路交通情報に関する事項（高度道路交通システムに関する事項を除く）	RDI	道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く）	RDI
交通量等位置情報に関する事項	GMV		
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
飛行援助に関する事項	ACB	飛行援助に関する事項	ACB
海上保安事務に関する事項	MSA	海上保安事務に関する事項	MSA

航路標識に関する事項	MSC	航路標識に関する事項	MSC
無線標定に関する事項	OTG	無線標定に関する事項	OTG
位置信号業務に関する事項	OTL		
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項	MSD
浮標の無線標定に関する事項	FSO	浮標の無線標定に関する事項	FSO
海上無線航行業務に関する事項	MSG	海上無線航行業務に関する事項	MSG
気象通報に関する事項	MSH	気象通報に関する事項	MSH
航空交通管制に関する事項	ACC	航空交通管制に関する事項	ACC
航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD	航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
無線標識に関する事項	ACE	無線標識に関する事項	ACE
航空無線航行に関する事項	ACF	航空無線航行に関する事項	ACF
航空保安業務に関する事項	ACH	航空保安業務に関する事項	ACH
航空保安無線施設に関する事項	ACG		
防衛に関する事項	GMD	防衛に関する事項	GMD
治安維持対策に関する事項	TRO	治安維持対策に関する事項	TRO
気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR
気象観測実験に関する事項	CWK		
農業気象に関する事項	AGO		
気象警報に関する事項	CWB	気象警報に関する事項	CWB
税関事務に関する事項	GMC	税関事務に関する事項	GMC
検疫事務に関する事項	GMQ	検疫事務に関する事項	GMQ
麻薬取締に関する事項	GMN	麻薬取締に関する事項	GMN
入国管理に関する事項	GME	入国管理に関する事項	GME
国税事務に関する事項	GMG	国税事務に関する事項	GMG
労働基準監督に関する事項	G MJ	労働基準監督に関する事項	G MJ
公安調査に関する事項	G ML	公安調査に関する事項	G ML
矯正管理に関する事項	G MR	矯正管理に関する事項	G MR

電気通信監理に関する事項	GMA	電気通信の監理・規律に関する事項	GMA
電気通信規律に関する事項	G MX		
外務行政事務に関する事項	G MT	外務行政事務に関する事項	G MT
国会事務に関する事項	G GG	国会事務に関する事項	G GG
防災事務に関する事項	D AG	防災対策に関する事項	D AB
運輸関係災害対策に関する事項	G MV		
防災対策に関する事項	D AB		
外交に関する事項	E MB	外交に関する事項	E MB
検察事務に関する事項	G MK	検察事務に関する事項	G MK
放射能汚染の管理業務に関する事項	G KA	放射能汚染の管理業務に関する事項	G KA
消防事務に関する事項	F DA	消防事務に関する事項	F DA
消防の任務に関する事項	F IR		
消防防災事務に関する事項	S H J		
防災行政事務に関する事項	D AI	防災行政事務に関する事項	D AI
水防事務に関する事項	R DR	水防事務に関する事項	R DR
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R DA	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R DA
災害対策・水防に関する事項	D AO	災害対策・水防に関する事項	D AO
河川法第48条に規定する通知に関する事項	R DG	放流警報又は霧警報に関する事項	D FW
観測情報の伝送に関する事項	R DT		
霧警報に関する事項	D BB		
公害対策に関する事項	K TS	公害対策に関する事項	K TS
土地改良事業に関する事項	A GG	土地改良事業に関する事項	A GG
地方行政事務に関する事項	L GO	地方行政事務に関する事項	L GO
道路交通情報通信に関する事項	R DV	道路交通情報通信に関する事項	R DV
高度道路交通システムに関する事項	I TS	安全運転支援に関する事項	I TS
道路管理に関する事項	R DK	道路管理に関する事項	R DK
本四連絡高速道路の事業に関する事項	R DB		

電気事業に関する事項	E P A	電気事業に関する事項	E P A
電気保安業務に関する事項	E P H	電気事業に関する事項	E P A
給電に関する事項	E P W	侵入検知に関する事項	P T I
侵入検知に関する事項	P T I	ガス事業に関する事項	G A S
ガス事業に関する事項	G A S	水資源開発に関する事項	R D C
水資源開発に関する事項	R D C	上下水道事業に関する事項	W R U
上下水道事業に関する事項	W R U	熱供給事業に関する事項	H E T
熱供給事業に関する事項	H E T	一般放送に関する事項	B C B
一般放送に関する事項	B C B	エリア放送に関する事項	A B C
エリア放送に関する事項	A B C	放送番組の中継に関する事項	B C P
放送番組の中継に関する事項	B C P	放送番組素材の中継に関する事項	B C A
放送番組素材の中継に関する事項	B C A	放送番組の取材等の連絡に関する事項	B C G
放送番組の取材等の連絡に関する事項	B C G	無線設備の監視・制御に関する事項	R C T
無線設備の監視・制御に関する事項	R C T	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く）	B C S
放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く）	B C S	有線テレビジョン放送事業に関する事項	B C M
有線テレビジョン放送事業に関する事項	B C M	標準周波数及び標準時の通報	G M S
標準周波数及び標準時の通報	G M S	航空機の航行に関する事項	M M A
航空機の航行に関する事項	M M A	航空事業に関する事項	A C W
航空事業に関する事項	A C W	航空機の飛行訓練に関する事項	A C U
航空機の飛行訓練に関する事項	A C U	航空関係事業に関する事項	A C X
航空関係事業に関する事項	A C X	自家用の航空関係に関する事項	A C O
自家用の航空関係に関する事項	A C O	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	A C A
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	A C A	飛行場における地上管制に関する事項	A C Y

航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	A C Z	航空機の製造修理に関する事項	A C T
航空機の製造修理に関する事項	A C T	航空機の修理に関する事項	A C R
航空機の修理に関する事項	A C R	海上運送事業に関する事項	M C S
海上運送事業に関する事項	M C S	海洋の観測に関する事項	M C R
海洋の観測に関する事項	M C R	水先業務に関する事項	H S P
水先業務に関する事項	H S P	操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	H S L
操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	H S L	サルベージ事業に関する事項	H B S
サルベージ事業に関する事項	H B S	油回収作業に関する事項	O I L
油回収作業に関する事項	O I L	特殊作業に関する事項	S P E
特殊作業に関する事項	S P E	調査監督に関する事項	H I S
調査監督に関する事項	H I S	海底資源開発事業に関する事項	O T K
海底資源開発事業に関する事項	O T K	海上測量業務に関する事項	M S M
海上測量業務に関する事項	M S M	航路警戒に関する事項	H S A
航路警戒に関する事項	H S A	港湾管理に関する事項	H S M
港湾管理に関する事項	H S M	港湾運送事業に関する事項	H S W
港湾運送事業に関する事項	H S W	コンテナ荷役に関する事項	H S N
コンテナ荷役に関する事項	H S N	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A	港湾通信に関する事項	H S T
港湾通信に関する事項	H S T	港湾工事にに関する事項	H B W
港湾工事にに関する事項	H B W	海難救助に関する事項	D A F
海難救助に関する事項	D A F	搜索救助作業に関する事項	M S R
搜索救助作業に関する事項	M S R	船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H
船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H	漁業指導監督に関する事項	F S M
漁業指導監督に関する事項	F S M	漁業通信に関する事項	F S E
漁業通信に関する事項	F S E	漁業の調査に関する事項	F S R

漁業協同組合の業務に関する事項	F S G		
漁業共済組合の業務に関する事項	F S K		
魚群探知の伝送に関する事項	F S F		
列車防護警報に関する事項	L C Q	列車防護警報に関する事項	L C Q
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	L C L	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	L C L
索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A	索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A
一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項	L C I	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	L C I
一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項	L C H		
特定旅客自動車の安全運行に関する事項	L C E		
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L C T	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L C T
貨物自動車の運行に関する事項	L C K	貨物自動車の運行に関する事項	L C K
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	L C M	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	L C M
M C A 陸上移動通信に関する事項	M C A	M C A 陸上移動通信に関する事項	M C A
陸上移動通信設備試験に関する事項	M C T		
陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項	M C W		
狭域通信に関する事項	D S R	狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)	D S R
狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)	E E T		
狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。)	D R D		
有料道路自動料金収受に関する事項	E T C	狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項)	E T C
スポーツ・レジャーに関する事項	S R D	スポーツ・レジャーに関する事項	S R D
競技及び訓練に関する事項	S R R		
航空レジャーに関する事項	A S R		
農業に関する事項	A G A	農林業に関する事項	A A F
林業に関する事項	T R W		

赤十字に関する事項	R X Y	赤十字に関する事項	R X Y
医療業務に関する事項	R X W	医療業務に関する事項	R X W
山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A	山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A
警備保障業務に関する事項	P T G	警備保障業務に関する事項	P T G
災害防止に関する事項	P T H	災害防止に関する事項	P T H
教育に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	E D C	教育に関する事項	E D C
電波伝搬試験に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	O T W	実験・試験又は調査に関する事項(アルゴリズムシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。)	E X P
放送試験に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	B C Y		
航空機各部の多点計測に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	S E G		
無線機器の開発製造に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	M M R		
無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	O T J		
研究に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	S C I		
科学技術開発実験に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	S E K		
電波の利用の効率性に関する試験に係る事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	T E S		
電波の利用の需要に関する調査に係る事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	S D S		
アルゴリズムシステムデータ伝送に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	O T P	アルゴリズムシステムデータ伝送に関する事項	O T P
アマチュア業務に関する事項	A T C	アマチュア業務に関する事項	A T C
アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関する事項	A T S	アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関する事項	A T S
簡易な事項	C R A	簡易な事項	C R A

電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG	電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW	ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
自動車の教習に関する事項	EDT	自動車の教習に関する事項	EDT
音響に関する事項	OTO	音響に関する事項	OTO
核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	ATO	原子力関係業務に関する事項	ATO
核燃料事業に関する事項	KGS		
原子力施設の安全対策に関する事項	KGT		
ロケット打上情報周知に関する事項	SPA	宇宙開発に関する事項	SPA
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	SPC		
作業連絡に関する事項(当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限る)	OTA		
宇宙実験に関する事項	SES		
技術試験に関する事項	SEM		
地域振興に関する事項	LAO	地域振興に関する事項	LAO
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
右以外のもの		一般業務用通信に関する事項	GEN

5 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であつて、次の表の上欄に掲げるものの無線局は、同表の下欄に掲げる通信事項を持つものとする。

無線局の目的	通信事項
電気通信業務用(一般放送利用を含む。)	電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項
電気通信業務用(一般放送利用のフィーダリンクを含む。)	電気通信業務(一般放送利用のフィーダリンクを含む。)に関する事項
電気通信業務用(エリア放送利用)	電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項

警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用(当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項であるものを除く。)	気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)
防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用(当該無線局の通信事項が災害対策・水防に関する事項であるものを除く。)	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用(当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であるものを除く。)	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項

漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用(当該無線局が港湾法第十二 条第一項各号に掲げる業務のための通信を行 うものであって、通信事項が位置信号業務に 関する事項又は無線標定に関する事項である ものに限り。)	港務通信に関する事項
核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項
宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用(当該無線局の通信事項が放送番 組の中継に関する事項、放送番組素材の中継 に関する事項、放送番組の取材等の連絡に関 する事項又は無線設備の監視・制御に関する 事項であるものを除く。)	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線 設備の監視・制御に関する事項を除く。)
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	防災防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項

○総務省告示第百四十四号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十六年五月七日から施行する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

表注26(2)イ中「田舎(海用)」を「田舎(海用)及び田舎(陸用)」に改める。

○総務省告示第百四十五号

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十五条第十一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十七号(登録検査等事業者等規則第十五条第十一号の規定に基づき人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局であつて総務大臣が別に告示する無線局を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十六年五月七日から施行する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

第一号中「航空保安用」を「公共業務用(通信事項が航空保安業務に関する事項、無線標識に関する事項、航空無線航行に関する事項、航空交通管制に関する事項又は航空機の安全及び運行管理に関する事項の無線局の場合に限る。)」に改める。

第三号中「飛行援助用」を「一般業務用(通信事項が飛行場における航空機の飛行援助に関する事項の無線局の場合に限る。)」に改める。

○総務省告示第百四十六号

端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の十二から第三十二条の十五まで、第三十二条の十七及び第三十六条の規定に基づき、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

一 送信タイミングの条件
インターネットプロトコル移動電話設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は(±)一三〇ナノ秒の範囲であること。

二 ランダムアクセス制御の条件

1 インターネットプロトコル移動電話設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話設備から指定された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話設備から指定された六サブフレーム又は七サブフレーム後に情報の送信を行うこと。

2 1において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び1の動作を行うこととする。この場合において再び1の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話設備から指示される回数を超えず、かつ、二百回を超えないこと。

三 タイムアラインメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四 位置登録制御の条件

1 インターネットプロトコル移動電話設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末等(インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ)に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコル移動電話設備から指示があつた場合又は利用者が当該端末を操作した場合はこの限りでない。

2 インターネットプロトコル移動電話設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあっては、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話設備から指定された条件に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末等の周辺のインターネットプロトコル移動電話設備から指定された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該端末の周辺のインターネットプロトコル移動電話設備の受信レベルがインターネットプロトコル移動電話設備から指定された条件を満たす場合であつてはその結果をインターネットプロトコル移動電話設備に通知する機能を備えなければならない。

○総務省告示第百四十七号

端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の二十五及び第三十六条の規定に基づき、同令の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話設備に接続される自営電気通信設備及びその条件を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝